



「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画（素案）」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、アルコール健康障害対策基本法第14条に基づき、地域の実情に即した対策を総合的かつ計画的に推進するため、「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月7日（木）～ 令和6年1月5日（金）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 健康づくり課 こころの健康担当

電話：088-621-3075 FAX：088-621-2841

メールアドレス：kenkoudukurika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」ってどんな計画？

「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」とは、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項の規定に基づき、本県の実情に即したアルコール健康障がい対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

関係機関と連携し、アルコール健康障がいの各段階に応じた対策や、切れ目のない支援を行うことにより、健康で幸せに暮らせる徳島の実現を目指します。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」（素案）の内容について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。 ）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。